

第8回 「駐禁除外ステッカー」①

変わる交付対象 車両→障害者本人

今回からは「駐禁除外ステッカー」こと、駐車禁止除外指定車標章を取り上げていきたいと思います。

さて、「駐禁除外ステッカー」といえば、車両から障害者本人への交付対象変更というニュースが記憶に新しいところです。障害者本人に交付されるステッカーは様々な車に用いることができるため、ボランティア車両への駐禁取り締まりを懸念してきた送迎団体にとって、このニュースはまさに朗報でした。

交付対象のほかにも変更点が…！

今回の「駐禁除外ステッカー」をめぐる動きですが、実は交付対象の変更のほかにも重要な変化がいくつかあります。では、具体的にどのような点が変わったのか、順次みてみましょう。

① ステッカー交付基準(障害の区分・等級)の全国統一化

従来、具体的な交付基準は各都道府県が独自に定めていたため、極端な例を挙げれば、同じ透析患者でも、住む地域(都道府県)によってステッカーが交付されるかどうかが異なる可能性がありました。今後は警察庁が指示する統一基準(はーと・なびNo.46に掲載)が適用され、交付の有無は全国どこでも障害の区分や等級によって機械的に判断されることになります^{※1}。腎臓機能障害者の場合、1級または3級の身障者手帳を持つ人は全国一律でステッカーの交付を受けることができます。

② ステッカーの県外使用が可能に

①にあるように、これまで各都道府県が独自の基準によってステッカーを発行していたため、その利用はおのずと発行県内に限られていました。交付基準統一化にともない、今後は他県での利用が可能になります^{※2}。

③ ステッカー不正使用への罰則設置

不正使用への厳しい処置が全国で導入されます。くわしくは次回にて。

※1,※2 “上乗せ”として交付基準を独自に緩和している都道府県があります。県独自の“上乗せ”によって交付されたステッカーは、他県では使用できません。詳細は都道府県警察等にお問い合わせ下さい。

「全国統一化」とは言うけれど…

交付基準が統一化されたことは確かに画期的ですが、実際にステッカーを利用しようとすると、使い勝手には相変わらず地域差があるようです。運用面では各都道府県が独自の規定を設けており、例えば、東京都はステッカー利用時に用務先・携帯電話等の連絡先を明記した紙をステッカーとならべて提示することを義務づけています。

また、交付基準統一も、必ずしも良いことばかりではありません。従来交付対象を広く設定していた都道府県では、結果的に交付対象の縮小につながりました。例えば、下肢障害4級の方は多くの県で交付対象者でしたが、統一基準導入により対象外になります。交付基準統一化の負の側面です。

次回は…

「駐禁除外ステッカー」②